ニ　株式交付により当該保険会社若しくはその子会社が合算して保険業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有する場合又は外国の保険業高度化等会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類

(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

(2)　株式交付計画の内容を記載した書面

(3)　株式交付費用を記載した書類

［三～六　略］

［2～5　略］

（基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合）

第五十八条の五　［①］　法第百七条第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該保険会社が法第九十六条の十第一項の認可を受けて組織変更株式交付をしたことにより他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とした場合とする。

2　法第百七条第四項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、当該保険会社が法第百六条第七項の認可を受けて他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とした場合とする。

3　法第百七条第四項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　略］

4　法第百七条第四項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　略］

（届出事項等）

第八十五条　法第百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～七　略］

七の二　保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（保険業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（法第九十六条の十第一項の規定により認可を受けている場合（第四十六条第一項第十三号ロに掲げる書類を提出している場合に限る。）、当該子会社対象会社を子会社とすることについて法第百六条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けている場合、法第百二十七条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合、法第百四十二条の規定により認可を受けている場合（第九十四条第一項第十号又は第十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百六十七条第一項の規定により認可を受けている場合（第百五条第一項第十九号又は第二十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百七十三条の六第一項の規定により認可を受けている場合（第百五条の六第一項第十八号又は第二十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）及び第七号の四に掲げる場合を除く。）

［七の三～十八　略］

［2～6　略］

（事業譲渡等の認可の申請）

第九十四条　保険会社（外国保険会社等を含む。以下この条において同じ。）は、法第百四十二条（法第二百十一条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～九　略］

［号の細分を加える。］

［三～六　同上］

［2～5　同上］

（基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合）

第五十八条の五　［項を加える。］

［①］　法第百七条第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該保険会社が法第百六条第七項の認可を受けて他の保険会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社又は証券仲介専門会社を子会社とした場合とする。

2　法第百七条第四項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　同上］

3　法第百七条第四項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　同上］

（届出事項等）

第八十五条　［同上］

［一～七　同上］

七の二　保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（保険業高度化等会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（当該子会社対象会社を子会社とすることについて法第百六条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けている場合、法第百二十七条第一項第二号の規定により届出をしなければならない場合、法第百四十二条の規定により認可を受けている場合（第九十四条第一項第十号又は第十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百六十七条第一項の規定により認可を受けている場合（第百五条第一項第十九号又は第二十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）、法第百七十三条の六第一項の規定により認可を受けている場合（第百五条の六第一項第十八号又は第二十一号に掲げる書類を提出している場合に限る。）及び第七号の四に掲げる場合を除く。）

［七の三～十八　同上］

［2～6　同上］

（事業譲渡等の認可の申請）

第九十四条　［同上］

［一～九　同上］